

改正	平成21年2月26日21区交発第11028号	平成24年9月14日24地地発第11875号
	平成26年3月26日25地地発第14039号	平成29年2月23日28地地発第13357号
	平成31年4月1日31地地発第10161号	令和7年3月21日6地地発第14614号

（趣旨）

第1条 この要綱は、大田区附属機関の設置等に関する条例（令和7年条例第2号）第2条及び別表第2計画の策定等に係る附属機関の項の規定により設置する大田区区民協働推進会議（以下「区民協働推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 区民協働推進会議は、大田区における区民協働推進に関することを調査研究し、又は区長に対して提言をするものとする。

2 区民協働推進会議は、会議のあり方に関することを区長に対して提言をするものとする。

3 区民協働推進会議は、地域力応援基金の交付申請を審査し、助成団体を区長に対し推薦する。

4 その他区民協働推進会議が定めた事項に関する活動をするものとする。

（構成）

第3条 区民協働推進会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

（1）区民活動に熱意と関心のある区民 3名程度

（2）区民活動団体に所属し現に活動している区民 3名程度

（3）区内の事業者 3名程度

（4）社会福祉協議会 1名程度

（5）学識経験者 1名程度

（6）区職員 1名程度

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、区長が認める場合は、再任することができる（前条第1号に規定する区民の再任は、1回限りとする。）。

2 前項に規定する任期の途中で委員が欠ける場合は、その委員の残任期間について委員の補充をすることができる。

（会長及び副会長）

第5条 区民協働推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は区民協働推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 区民協働推進会議は、会長が招集する。

2 区民協働推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 区民協働推進会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 区民協働推進会議は必要に応じて意見を聴取するため、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 区民協働推進会議は、会議及び議事録を公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に会長は、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

（1）公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議題に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 区民協働推進会議の庶務は、地域未来創造部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、区民協働推進会議の運営に関し必要な事項は地域未来創造部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年2月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。